



2025年12月2日

各 位

会社名 大阪油化工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀田 哲平  
(コード: 4124 東証スタンダード市場)  
問合せ先 業務部長 山本 泰弘  
(TEL. 072-861-5322)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年12月25日開催予定の第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」にて開示のとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、2025年12月25日開催予定の第64期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する予定です。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、規定の変更を行うものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更等を行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

本定款変更は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、5名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

<p>第23条 (条文省略)        (取締役会の招集通知) 第24条        取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。        2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。        (新設)</p>	<p>めることができる。        第22条 (現行どおり)        (取締役会の招集通知) 第23条        取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。        2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。        (重要な業務執行の決定の委任) 第24条  <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)        (取締役会の議事録) 第26条        取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。        第27条 (条文省略)        (報酬等) 第28条        取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 (現行どおり)        (取締役会の議事録) 第26条        取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。        第27条 (現行どおり)        (報酬等) 第28条        取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して定めるものとする。</u></p>
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会  <u>第30条～第37条</u>        (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会        (削除)        (常勤の監査等委員) 第30条  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>        (監査等委員会の招集通知) 第31条  <u>監査等委員会の招集通知は、会日3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録) 第32条</u>  <u>監査等委員会における議事の経過の要領及び</u>  <u>その結果並びにその他法令に定める事項につ</u>  <u>いては、これを議事録に記載又は記録し、出</u>  <u>席した取締役がこれに記名押印又は電子署名</u>  <u>する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程) 第33条</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定</u>  <u>款のほか、監査等委員会において定める監査</u>  <u>等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人 第38条～第39条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)
第7章 計算 第40条 (条文省略) (新設)	第7章 計算 第36条 (現行どおり) <p><u>(剰余金の配当等の決定機関) 第37条</u>  <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1</u>  <u>項各号に定める事項について、法令に別段の</u>  <u>定めがある場合を除き、取締役会の決議によ</u>  <u>り定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日) 第38条</u>  <u>当会社は、毎年9月30日を剰余金の期末配当</u>  <u>の基準日と定める。</u></p> <p><u>2 当会社は、毎年3月31日を中間配当の基</u>  <u>準日と定める。</u></p>
(剰余金の配当) 第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。 第42条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

### 3. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日 : 2025年12月25日 (予定)
- ・定款の効力発生日 : 2025年12月25日 (予定)

以上